

平成28年度第1回苫前町総合教育会議

日時 平成28年4月27日(水)

午前10時～

場所 苫前町役場3階 委員会室

1 開会

2 あいさつ

3 協議

苫前町の教育に関する大綱について

資料No.1 第5次苫前町総合振興計画(抜粋)

4 意見交換

(1) 教育関連施設の整備に関すること

(2) その他

5 閉会

苦前町総合教育会議 構成員

| 所 属 | 職 名 | 氏 名 |
|----------|----------|---------|
| 苦前町 | 町長 | 森 利 男 |
| 苦前町教育委員会 | 委員長 | 花 井 秀 昭 |
| 苦前町教育委員会 | 委員長職務代理者 | 池 田 民 治 |
| 苦前町教育委員会 | 教育委員 | 大矢根 ま き |
| 苦前町教育委員会 | 教育委員 | 坂 川 資 樹 |
| 苦前町教育委員会 | 教育長 | 池 田 文 敏 |
| | | |
| (事務局) | | |
| 苦前町 | 副町長 | 小 澤 哲 也 |
| 苦前町 | 総務財政課長 | 横 野 宏 和 |
| 苦前町教育委員会 | 管理課長 | 開 堯 法 起 |
| 苦前町教育委員会 | 社会教育課長 | 島 田 秀 美 |
| | | |

第5次苫前町総合振興計画

～笑顔が未来に広がる 躍動感あふれるまち～

〈 抜 粋 〉

基 本 構 想

平成28年度 ➡ 平成37年度

前 期 基 本 計 画

平成28年度 ➡ 平成32年度

平成28年3月

北海道苫前町

「笑顔が未来に広がる 躍動感あふれるまち」 の実現に向けて

急速な人口減少と高齢社会の到来による社会保障費の増大、東日本大震災や異常気象による自然災害の脅威など、社会を取り巻く情勢は急速に変化しており、私たち地方自治体の首長は、こうした新たな課題に取り組むとともに、多様化する住民ニーズへの的確な対応が求められています。

そのためには、今、何が大切で、何をすべきかを見極めることが重要であり、住民の皆様の生活に最も近いところにいる私たちが、地域の声に耳を傾け、何が求められているかを十分把握する必要があります。

本町におきましては、これらの諸課題に対応していくため、向こう10年間の苫前町のまちづくりの指針となる「第5次苫前町総合振興計画」を策定しました。

本計画は、まちの将来像を「笑顔が未来に広がる 躍動感あふれるまち」と定め、これまでの第4次総合振興計画の施策を基本的に継続するとともに、人口減少社会を迎えるなかで、めまぐるしく変化する社会情勢に対応すべく、7つのまちづくりの目標（主要施策）と併せ、2つの重点戦略として「人口増を目指す戦略」と「定住化を進める戦略」を位置付け、本町の更なる発展をめざしたものです。

この町に住んでよかった、これからもこの町に住み続けたい、また、この町に住んでみたいと思われるような、誰もが、安全・安心で快適な暮らしを実感できるまちづくりをめざすべく、特色ある地域資源を最大限に活かした施策を展開するとともに、町民の皆様との協働によるまちづくりを進める所存です。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただいた町民の皆様、また多大なるご尽力をいただきました検討委員会委員の皆様、さらには関係各位に心から感謝申し上げます。

平成28年3月

苫前町長 森 利 男

目次

【序論】

| | | |
|-----|--|-----|
| 第1章 | 計画策定の目的 | 1 2 |
| 第1節 | 計画策定の趣旨 | 1 2 |
| 第2節 | 計画策定指針 | 1 2 |
| 第3節 | 計画の構成と期間 | 1 2 |
| 第2章 | 計画策定の背景 | 1 4 |
| 第1節 | 町を取り巻く社会潮流 | 1 4 |
| 第2節 | 町の現状 | 1 6 |
| 第3章 | 町民意識 | 2 6 |
| 第1節 | 地域別懇談会等からみた町民ニーズ | 2 6 |
| 第4章 | まちづくりの主要課題 | 2 7 |
| 第1節 | 町を取り巻く社会潮流と町民ニーズからみた、 今後のまちづくりの主要課題 | 2 7 |

【基本構想】

| | | |
|-----|------------------------|-----|
| 第1章 | 町の将来像 | 3 0 |
| 第2章 | まちづくりの視点 | 3 0 |
| 第3章 | 将来人口 | 3 1 |
| 第4章 | まちづくりの目標～主要施策～ | 3 3 |
| 大綱1 | 未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり | 3 4 |
| 大綱2 | 健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり | 3 5 |
| 大綱3 | 町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり | 3 6 |
| 大綱4 | 活気あふれるにぎわいのまちづくり | 3 7 |
| 大綱5 | 利便性の高い快適空間のまちづくり | 3 8 |
| 大綱6 | 安全で安心な暮らしのできるまちづくり | 3 9 |
| 大綱7 | 効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり | 4 0 |
| 第5章 | 土地利用構想 | 4 1 |

【基本計画】

| | | |
|-----|---------------------|-----|
| 第1章 | 基本計画について | 4 4 |
| 第1節 | 計画の構成 | 4 4 |
| 第2節 | 計画の期間 | 4 4 |
| 第3節 | 7つのまちづくりの目標と5つの重点戦略 | 4 4 |

| | | |
|------|--------------------------|----|
| 大綱 1 | 未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり | 49 |
| 第1節 | 子育て家庭への支援 | 50 |
| (1) | 育児のためのコミュニティの充実 | 50 |
| | ①相談できる場の充実 | |
| | ②社会の子育て機能の向上促進 | |
| (2) | 経済的支援の拡充 | 50 |
| | ①希望する人が子どもを持てる支援 | |
| | ②乳幼児医療費支給基準の拡充 | |
| | ③保育料徴収金の改定 | |
| | ④ひとり親家庭等への自立支援 | |
| (3) | 仕事と子育ての両立支援の推進 | 51 |
| | ①保育サービスの拡充 | |
| 第2節 | 子どもが健やかに育つ環境の整備 | 52 |
| (1) | 幼児教育・保育・子育て支援の一体的な拡充 | 52 |
| | ①事業計画の推進 | |
| | ②幼保一元化に向けた検討 | |
| (2) | 母子保健・医療の拡充 | 52 |
| | ①乳幼児健康診査の実施 | |
| | ②小児救急医療体制の拡充 | |
| | ③発達に遅れや偏りのある子どもの支援 | |
| (3) | 充実した子育て環境の形成 | 53 |
| | ①地域における子育て支援の促進 | |
| | ②子どもの居場所の確保 | |
| | ③児童虐待の防止 | |
| | ④保育施設・環境の整備 | |
| (4) | 青少年健全育成の推進 | 53 |
| | ①青少年活動の支援 | |
| | ②社会環境の浄化の促進 | |
| 第3節 | 学校教育の充実 | 55 |
| (1) | 「生きる力」をはぐくむ教育の推進 | 55 |
| | ①確かな学力の定着と向上 | |
| | ②豊かな人間性の育成 | |
| | ③健やかな体づくり | |
| | ④グローバル化への対応 | |
| (2) | 良好な教育環境の充実 | 56 |
| | ①計画的な改修 | |
| | ②教育相談体制の充実 | |
| | ③教職員の資質能力の向上ときめ細やかな指導の充実 | |
| | ④特別支援教育の充実 | |
| (3) | 地域・家庭・学校の連携 | 56 |
| | ①連携体制の推進 | |
| | ②保育園（所）・小学校の連携 | |
| | ③学校に関する情報提供の推進 | |
| | ④高等学校教育の充実 | |
| (4) | 学校の適正規模に向けた調査・研究 | 57 |
| | ①小中学校の適正規模に向けた取組み | |

| | | |
|-----|--------------------------|----|
| 大綱2 | 健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり | 59 |
| 第1節 | 健康づくりの推進 | 59 |
| | (1) 健康づくりを行う環境の醸成 | 59 |
| | ①意識の啓発 | |
| | ②健康的な生活習慣の確立 | |
| | ③地域健康づくりの支援 | |
| | (2) スポーツによる健康づくりの推進 | 61 |
| | ①スポーツ活動の促進 | |
| | ②スポーツ活動への参加機会の充実 | |
| | (3) 地域保健対策の推進 | 61 |
| | ①各種健(検)診の推進 | |
| | ②感染症対策の推進 | |
| | (4) 地域医療体制の拡充 | 61 |
| | ①地域医療体制の充実 | |
| | ②苫前厚生クリニックの遊休病棟のあり方の検討 | |
| 第2節 | 地域で支える福祉の推進 | 63 |
| | (1) 地域福祉活動の促進 | 63 |
| | ①地域福祉計画の策定・推進 | |
| | ②地域福祉ネットワークの確立 | |
| | ③福祉活動の担い手の育成 | |
| | (2) 人にやさしいまちづくりの推進 | 64 |
| | ①ノーマライゼーション理念の普及 | |
| | ②人にやさしいまちづくり | |
| | (3) 要援護者の見守り活動の促進 | 64 |
| | ①要援護者の見守り支援体制の充実 | |
| 第3節 | 高齢者福祉の推進 | 65 |
| | (1) 健康づくり・介護予防の推進 | 65 |
| | ①多様な健康づくりの推進 | |
| | ②介護予防の総合的な推進 | |
| | ③生きがいづくりの推進 | |
| | (2) 地域生活を支える介護・福祉サービスの充実 | 66 |
| | ①相談・支援体制の強化 | |
| | ②在宅生活の支援 | |
| | ③認知症施設の総合的な推進 | |
| | ④在宅生活を支えるサービス基盤の整備 | |
| | (3) 福祉と医療の連携の強化 | 66 |
| | ①福祉と医療の連携の推進 | |
| | ②福祉と医療の連携推進のための環境整備 | |
| | (4) 地域における支え合いの推進 | 66 |
| | ①支え合いの体制づくりの推進 | |
| | ②高齢者見守り施策の推進 | |
| | ③成年後見・虐待防止の推進 | |
| 第4節 | 障がい者(児)福祉の推進 | 68 |
| | (1) 社会参加の促進と就労支援の推進 | 68 |
| | ①社会参加の促進 | |
| | ②就労支援の充実 | |
| | (2) 相談支援の拡充 | 68 |
| | ①相談支援事業の推進 | |
| | ②関係機関との連携 | |
| | ③介護者支援の強化 | |

| | | |
|-----|----------------------------|----|
| | (3) 地域生活支援の拡充 | 69 |
| | ①各種福祉サービスの充実 | |
| | ②権利擁護の推進 | |
| 第5節 | 社会保障制度の適正な運用 | 70 |
| | (1) 医療保険制度の適正な運営 | 70 |
| | ①国民健康保険制度の適正な運営 | |
| | ②後期高齢者医療制度の適正な運営 | |
| | ③医療費の抑制 | |
| | (2) 介護保険制度の適正な運営 | 71 |
| | ①介護保険制度の適正な運営 | |
| | ②介護サービスの質の向上と介護人材の確保 | |
| | (3) 国民年金制度の周知 | 71 |
| | ①国民年金制度の周知 | |
| | (4) 生活自立への支援 | 71 |
| | ①相談体制の充実 | |
| | ②生活保護の適正化 | |
| 大綱3 | 町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり | 74 |
| 第1節 | 人権の尊重 | 75 |
| | (1) 啓発・教育活動の推進 | 75 |
| | ①啓発活動の推進 | |
| | ②人権教育の推進 | |
| | (2) 人権相談体制の充実 | 75 |
| | ①相談体制の充実 | |
| | ②各機関との連携の強化 | |
| 第2節 | 男女共同参画社会の推進 | 77 |
| | (1) 男女平等の意識づくりの推進 | 77 |
| | ①固定的役割分担意識の是正 | |
| | ②男女平等教育の推進 | |
| | (2) 男女共同参画の推進 | 77 |
| | ①男女共同参画の推進 | |
| | ②あらゆる分野への男女共同参画 | |
| | ③相談・支援体制の充実 | |
| | (3) 男女対等な社会づくりの推進 | 78 |
| | ①「ワーク・ライフ・バランス」の実現 | |
| 第3節 | 協働によるまちづくり | 79 |
| | (1) 町民参画の仕組みづくり | 79 |
| | ①町民参加機会の拡充 | |
| | ②情報提供の充実 | |
| | (2) 協働の担い手の育成 | 80 |
| | ①協働の担い手の育成 | |
| | (3) 定住・移住の促進とU・Iターン希望者への支援 | 80 |
| | ①定住・移住・U・Iターン希望者への受入れ支援 | |
| 第4節 | 地域コミュニティ・地域間交流の推進 | 81 |
| | (1) コミュニティ意識の啓発 | 81 |
| | ①コミュニティ意識の啓発 | |
| | ②ボランティア活動への支援 | |
| | (2) 町内会活動の活性化の促進 | 81 |
| | ①町内会活動への支援 | |

| | | |
|-----|-----------------|----|
| | (3) 広域交流の充実 | 82 |
| | ①友好都市との交流促進 | |
| | ②ふるさと会との交流促進 | |
| | ③国内交流の充実 | |
| | (4) 多文化共生の推進 | 82 |
| | ①交流機会の推進 | |
| | ②国際的な人材の育成 | |
| | ③国際交流団体との連携 | |
| 第5節 | スポーツ・芸術・文化活動の推進 | 83 |
| | (1) スポーツ活動の充実 | 83 |
| | ①スポーツ活動の推進 | |
| | ②指導者・リーダーの発掘・育成 | |
| | (2) 芸術・文化活動の充実 | 83 |
| | ①芸術・文化活動の支援 | |
| | ②歴史・文化の保存と継承 | |
| | ③苦前町の宝との連携 | |
| | (3) 多様な学習機会の提供 | 84 |
| | ①学習内容の充実 | |
| | ②学習効果の活用 | |
| | ③学習環境の整備 | |

大綱4 活気あふれるにぎわいのまちづくり

| | | |
|-----|--------------------------|----|
| | 第1節 農業の振興 | 86 |
| | (1) 魅力ある産地づくりの推進 | 86 |
| | ①地域農産物のブランド化 | |
| | ②地産地消の推進 | |
| | ③6次産業化の推進（農商工連携を含む） | |
| | (2) 農業経営の向上 | 87 |
| | ①経営体の支援 | |
| | ②コンストラクターや酪農ヘルパーの利用促進 | |
| | ③有害鳥獣による被害防止対策 | |
| | (3) 担い手の育成と労働力の確保 | 87 |
| | ①担い手の育成 | |
| | ②新規就農者の確保 | |
| | ③労働力の確保 | |
| | (4) 農地の保全・担い手への集積 | 87 |
| | ①優良農地の保全 | |
| | ②担い手への農地集積 | |
| | (5) 町営牧場の効率的な運営 | 88 |
| | ①町営牧場の効率的な管理運営 | |
| 第2節 | 林業の振興 | 91 |
| | (1) 森林の健全な育成 | 91 |
| | ①適正な森林管理の促進 | |
| | ②カラマツや間伐材の需要拡大 | |
| | ③留萌産トドマツ材の販路拡大 | |
| | ④公益的機能の啓発 | |
| | (2) 林業経営の安定化（合理化）と担い手の確保 | 91 |
| | ①林業経営の安定化（合理化） | |
| | ②担い手の確保 | |

| | | |
|-----|-----------------------|-----|
| 第3節 | 漁業の振興 | 93 |
| | (1) 安定した漁業経営の確立 | 93 |
| | ①生産性・生産者価格の向上 | |
| | (2) 漁業生産の拡大 | 93 |
| | ①資源管理体制の確立 | |
| | ②つくり育てる漁業の推進 | |
| | (3) 生産基盤の整備 | 94 |
| | ①漁港・漁場・漁業関連施設の整備 | |
| | (4) 担い手の育成と労働力の確保 | 94 |
| | ①担い手の育成 | |
| | ②新規着業者の確保 | |
| | ③労働力の確保 | |
| | (5) 水産物の消費と販路の拡大 | 94 |
| | ①地産地消の推進と販路の拡大 | |
| | (6) 水産加工業の振興 | 94 |
| | ①苫前ブランドの確立 | |
| | (7) 漁村地域の活性化 | 94 |
| | ①漁村空間の活性化 | |
| 第4節 | 商業・工業の振興 | 96 |
| | (1) 商工業の活性化 | 96 |
| | ①商工会との連携強化 | |
| | ②中小企業の支援 | |
| | ③販路の拡大 | |
| | ④魅力ある商店街の形成 | |
| | ⑤人材の育成 | |
| | ⑥6次産業化の推進（農商工連携を含む） | |
| | (2) 企業誘致の推進 | 97 |
| | ①企業誘致の推進 | |
| 第5節 | 観光の振興 | 98 |
| | (1) 観光振興の取組み | 98 |
| | ①苫前ブランドの確立と観光メニューの充実 | |
| | ②観光情報の提供とプロモーションの推進 | |
| | ③観光資源の充実 | |
| | ④ホスピタリティの向上 | |
| 第6節 | 雇用の促進と勤労者支援 | 100 |
| | (1) 雇用安定の促進 | 100 |
| | ①地元雇用の促進 | |
| | ②求職活動の支援 | |
| | (2) 勤労者支援の推進 | 100 |
| | ①コミュニティビジネスの支援 | |
| | ②勤労者福祉の向上 | |
| 大綱5 | 利便性の高い快適空間のまちづくり | 102 |
| 第1節 | 地域特性に即したまちづくりの推進 | 103 |
| | (1) 適切な土地利用の推進 | 103 |
| | ①計画的な土地利用 | |
| | (2) 地域の特徴にあったまちづくりの推進 | 103 |
| | ①協働によるまちづくりの推進 | |
| | ②自然環境の保全と調和 | |
| | (3) 景観の保全・活用 | 103 |
| | ①歴史的景観の保全・活用 | |

| | | |
|-----|--------------------------|-----|
| | (4) 特色のあるまちなみ景観の形成 ----- | 104 |
| | ①景観形成に関する意識の醸成 | |
| | ②公共施設や公的空間の修景・整備 | |
| 第2節 | 道路網の整備 ----- | 105 |
| | (1) 幹線道路の整備 ----- | 105 |
| | ①広域幹線道路の整備 | |
| | ②その他幹線道路の整備 | |
| | (2) 生活道路の整備 ----- | 105 |
| | ①町道の整備 | |
| | ②計画的な維持修繕と長寿命化の推進 | |
| | (3) 道路環境の整備 ----- | 106 |
| | ①快適な道路環境の整備 | |
| | ②人にやさしい道路づくりの推進 | |
| | ③除排雪体制の確立 | |
| 第3節 | 河川の整備 ----- | 108 |
| | (1) 河川の整備 ----- | 108 |
| | ①古丹別川水系古丹別川の整備 | |
| | ②古丹別川水系の治水対策 | |
| | ③普通河川における総合治水と利水対策の推進 | |
| | (2) 身近な親水空間の創出 ----- | 108 |
| | ①親水空間の充実と河川美化活動の促進 | |
| 第4節 | 公共交通の充実 ----- | 109 |
| | (1) 交通体系の確保と充実 ----- | 109 |
| | ①バス路線の充実 | |
| | ②バス交通の環境整備 | |
| | ③望ましい公共交通施策の検討 | |
| 第5節 | 快適な生活環境 ----- | 110 |
| | (1) 下水道施設の利用促進と整備 ----- | 110 |
| | ①下水道の整備促進 | |
| | ②下水道事業の健全な運営 | |
| | ③個人設置型浄化槽の普及促進 | |
| | (2) 簡易水道の充実 ----- | 111 |
| | ①安定した水資源の確保 | |
| | ②水道事業の健全な運営 | |
| | (3) 住宅の確保と宅地の造成 ----- | 111 |
| | ①定住化の促進 | |
| | ②公営住宅の整備と適正な維持管理 | |
| 第6節 | 水と緑のネットワークの形成 ----- | 113 |
| | (1) 公園・緑地の管理充実 ----- | 113 |
| | ①公園・緑地の管理充実 | |
| | ②子どもの遊び場の提供 | |
| | (2) 緑化の推進 ----- | 113 |
| | ①公共施設の緑化推進 | |
| | ②緑化活動の推進 | |
| | (3) 水辺空間の利用促進 ----- | 114 |
| | ①河川空間の活用 | |

| | | |
|-----|----------------------|-------|
| 大綱6 | 安全で安心な暮らしのできるまちづくり | 1 1 5 |
| 第1節 | 環境の保全・創造 | 1 1 6 |
| | (1) 環境にやさしい生活スタイルの構築 | 1 1 6 |
| | ①省エネ・省資源活動の推進 | |
| | ②再生可能エネルギーの普及 | |
| | (2) 良好な生活環境の保全・創出 | 1 1 6 |
| | ①不法投棄の未然防止 | |
| | ②生活型公害対策の推進 | |
| | ③空き家・空き地対策の推進 | |
| | (3) 環境汚染の防止 | 1 1 7 |
| | ①公害防止体制の充実 | |
| | (4) 風力発電事業の推進 | 1 1 7 |
| | ①風力発電事業の健全な運営 | |
| | ②送電網整備の促進 | |
| | ③町内循環型エネルギーの取組み | |
| 第2節 | 総合的なごみ・し尿処理の推進 | 1 1 9 |
| | (1) ごみの減量化・再資源化の推進 | 1 1 9 |
| | ①ごみの排出抑制 | |
| | ②再資源化の推進 | |
| | (2) ごみ・し尿処理体制の充実 | 1 1 9 |
| | ①ごみ・し尿の広域処理体制の充実 | |
| 第3節 | 交通安全・防犯体制の充実 | 1 2 1 |
| | (1) 交通安全の推進 | 1 2 1 |
| | ①交通安全教育の推進 | |
| | ②交通安全対策の充実 | |
| | (2) 防犯体制の充実 | 1 2 1 |
| | ①防犯意識の啓発 | |
| | ②自主防犯組織のネットワーク化 | |
| | ③防犯設備の整備・充実 | |
| 第4節 | 防災・消防・救急体制の充実 | 1 2 3 |
| | (1) 防災体制の充実 | 1 2 3 |
| | ①大規模地震対策 | |
| | ②危機管理体制の充実 | |
| | ③自主防災組織の育成 | |
| | ④災害時要援護者の支援体制構築 | |
| | ⑤災害時における相互支援体制の充実 | |
| | (2) 災害に強いまちづくりの推進 | 1 2 4 |
| | ①防災意識の啓発 | |
| | ②国土保全対策の推進 | |
| | (3) 消防・救急体制の充実 | 1 2 4 |
| | ①消防力の充実 | |
| | ②救急体制の充実 | |
| 第5節 | 安全な消費生活の支援 | 1 2 7 |
| | (1) 消費者の自立の支援 | 1 2 7 |
| | ①情報提供の充実 | |
| | (2) 消費者相談体制の充実 | 1 2 7 |
| | ①消費者相談の周知 | |
| | ②関係機関との連携 | |

| | | |
|-----|---------------------------|-----|
| 大綱7 | 効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり | 128 |
| 第1節 | 行政運営の改革 | 129 |
| | (1) 健全な行政運営の推進 | 129 |
| | ① 計画の適正な進行管理 | |
| | ② 健全な行政運営の推進 | |
| | (2) 効率的な行政運営 | 129 |
| | ① 事務の効率化 | |
| | ② 適正規模の維持と組織の活性化 | |
| | (3) サービスの向上 | 130 |
| | ① サービスの質の向上 | |
| | ② 職員資質の向上 | |
| | ③ 窓口サービスの向上 | |
| 第2節 | 財政運営の改革 | 131 |
| | (1) 計画的な財政運営 | 131 |
| | ① 計画的な財政運営 | |
| | ② 効率的な財政運営の推進 | |
| | ③ 公共施設等の計画的な管理 | |
| | (2) 財源の確保 | 131 |
| | ① 自主財源の確保 | |
| | ② 特定財源の活用 | |
| | (3) 財政健全化の推進 | 132 |
| | ① 財政健全化比率の公表 | |
| | ② 財務書類の作成・公表 | |
| 第3節 | 広域行政の推進 | 133 |
| | (1) 近隣自治体との連携強化 | 133 |
| | ① 近隣市町村との連携 | |
| | ② 近隣市町村の住民との交流 | |
| | (2) 広域処理業務の充実 | 133 |
| | ① 広域処理業務の充実 | |
| 資料 | | 134 |
| 1 | 苦前町町民憲章 | |
| 2 | 第5次苦前町総合振興計画・戦記基本計画 策定の体制 | |
| 3 | 苦前町総合振興計画策定委員会設置要綱 | |
| 4 | 苦前町総合振興計画策定委員会 委員名簿 | |
| 5 | 苦前町総合振興計画策定委員会 事務局名簿 | |

大綱 1 未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり

～子育て支援の施策～

家庭の大切さや地域のなかでの支え合いを基本としながら、安心して子どもを育てることができるよう、子育てに係る親の経済的、精神的負担の軽減を図ります。また、ひとり親家庭の自立を支援します。

子ども・子育て関連3法の施行により、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実を図り、子どもの健やかな発育と発達を支援するほか、仕事と育児が両立できるよう多様な保育サービスや子どもの居場所の拡充を図ります。

学校では、子どもたちに確かな学力、豊かな人間性、健やかな体をはぐくむための教育を推進します。その推進を図るために、学校施設の整備、就学相談の充実、教職員の資質能力の向上等、学校の教育環境の充実を図ります。また、学校と家庭、地域との連携、地域に開かれた学校づくりに取り組みます。

① 子育て家庭への支援

- 育児のためのコミュニティの充実
- 経済的支援の充実
- 仕事と子育ての両立支援の推進

② 子どもが健やかに育つ環境の整備

- 幼児教育・保育・子育て支援の一体的な拡充
- 母子保健・医療の拡充
- 充実した子育て環境の形成
- 青少年健全育成の推進

③ 学校教育の充実

- 「生きる力」をはぐくむ教育の推進
- 良好な教育環境の充実
- 地域・家庭・学校の連携
- 学校の適正規模に向けた調査・研究

大綱3 町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり

～人権・男女共同・地域コミュニティの施策～

21世紀は「人権の世紀」といわれ、時代の潮流として人権文化の構築が求められています。町民一人ひとりが尊重されるよう、人権尊重についての理解を深めます。

男女の平等はさまざまな法律や制度で保障されていますが、性別による役割分担意識の是正や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実践に向け、取組みを進めます。

町民と行政の協働のまちづくりに向けては、情報の提供や共有に努め、町民がまちづくりに参画しやすい環境を整えるとともに町民と行政の意識改革やそれぞれの役割分担を明確にした上で、協働関係を築きます。

健康づくりや生きがいを求める意識が高まるなか、生涯学習やスポーツ活動が活発に展開されるよう仕組みづくりや環境整備を行い、活動が継続的に行われるよう支援します。また、文化・芸術は人生を豊かにすることから、さまざまな文化・芸術に親しむ機会や場の提供に努めるとともに、豊かな地域文化や芸術をはぐくむ活動を支援します。

外国籍住民の活動と定住化が進むなか、お互いの考えや文化・習慣を尊重しあう多文化共生社会を構築します。また、町民一人ひとりが広い視野を持ち、国内・国外を問わず、積極的な交流活動を行うことを支援します。

①人権の尊重

- 啓発・教育活動の推進
- 人権相談体制の充実

②男女共同参画社会の推進

- 男女平等の意識づくりの推進
- 男女共同参画の推進
- 男女対等な社会づくりの推進

③協働によるまちづくり

- 町民参画の仕組みづくり
- 協働の担い手の育成
- 定住・移住の促進とU・Iターン希望者への支援

④地域コミュニティ・地域間交流の推進

- コミュニティ意識の啓発
- 町内会活動の活性化の促進
- 広域交流の充実
- 多文化共生の推進

⑤スポーツ・芸術・文化活動の推進

- スポーツ活動の充実
- 芸術・文化活動の充実
- 多様な学習機会の提供

大綱5 利便性の高い快適空間のまちづくり

～生活基盤整備の施策～

本町は、豊かな水辺、緑空間、農地などの自然資源を有しています。こうした自然や田園風景の保全に努め、本町の風土にふさわしい景観づくりに取り組むとともに、町民の参加を図りながら地域に即したまちづくりを推進します。

道路網は、広域的な幹線道路の整備を促進し、町道については計画的な整備と維持管理を図ります。町民の足である公共交通は、バス利用者の促進とバス路線の充実に取り組むとともに、町民の暮らしを支える公共交通の確保に努めます。

町民の誰もが快適さを実感できるよう、生活環境の基礎的な条件である、地域の特性に応じた下水処理システムの普及拡大と水道水の安定供給を図るとともに、宅地造成に必要な用地の確保と長寿命化計画に伴う公営住宅の整備を促進します。

身近に水と緑にふれあうことができる自然環境を、次の世代に引き継いでいくことができるよう、公園・緑地の計画的な管理と、協働による緑化の推進や維持・管理を図ります。

①地域特性に即したまちづくりの推進

- 適切な土地利用の推進
- 地域の特徴にあったまちづくりの推進
- 景観の保全・活用
- 特色あるまちなみ景観の形成

②道路網の整備

- 幹線道路の整備
- 生活道路の整備
- 道路環境の整備

③河川の整備

- 河川の整備
- 身近な親水空間の創出

④公共交通の充実

- 交通体系の確保と充実

⑤快適な生活環境

- 下水道施設の利用促進と整備
- 簡易水道の充実
- 住宅の確保と宅地の造成

⑥水と緑のネットワークの形成

- 公園・緑地の管理充実
- 緑化の推進
- 水辺空間の利用促進

| | |
|------|--|
| 大綱 1 | 未来を担う子どもたちが健やかに育つ まちづくり ～子育て支援の施策～ |
|------|--|

第1節 子育て家庭への支援

第2節 子どもが健やかに育つ環境の整備

第3節 学校教育の充実

第2節 子どもが健やかに育つ環境の整備

町の現状と課題

未来を担う子どもたちが健やかに育つためには、妊娠期や出産期、乳幼児期、児童期などにおける母子保健活動の充実や適切な医療確保を図る必要があります。

本町では、子育て中の親を支援するため、学童保育の実施や放課後児童の見守り事業に取組み、地域・世代間交流の機会を促進しています。

平成27年4月に施行された子ども・子育て関連3法では、教育・保育給付の導入や保育に対する自治体の責任の明確化などを求めており、地域全体で子育てを支える体制を再構築していく必要があります。

基本方針

安心して子どもを産み、健やかに育てられるよう母子の保健・医療を充実します。また、子育て環境の充実や子どもを取り巻く環境の整備などに取組みます。

基本計画

(1) 幼児教育・保育・子育て支援の一体的な拡充

①事業計画の推進

子ども・子育て新制度に基づき策定した子ども・子育て支援事業計画の推進に取り組みます。

②幼保一元化に向けた検討

関係機関との連携・調整により認定子ども園の導入に向けた検討を行います。

(2) 母子保健・医療の充実

①乳幼児健康診査の実施

妊娠時期から健康情報の普及・啓発、妊婦や乳幼児の健康診査や相談の実施により、病気の早期発見を図ります。

②小児救急医療体制の拡充

近隣関係医療機関などと連携し、夜間診療や休日診療などの小児救急医療体制の充実を図ります。

③発達に遅れや偏りのある子どもの支援

発達に遅れや偏りがある子どもの早期発見・支援とともに、親の支援を行います。

(3) 充実した子育て環境の形成

①地域における子育て支援の促進

放課後に保護者が不在である家庭の児童を見守る事業を推進します。また、有資格者や子育て経験者による一時預かりを行う民間グループを支援します。

②子どもの居場所の確保

子どもが身近で安全に遊べるよう、公園や広場などの維持管理を図ります。また、放課後や週末の子どもたちの活動拠点となるよう、公民館の事業を推進します。

③児童虐待の防止

関係機関による情報の共有化を図り、児童虐待の未然防止に向けた相談や情報提供、保護を行う体制の拡充に努めます。

④保育施設・環境の整備

保育施設の老朽化や新たな保育ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、保育園（所）と連携し施設等の充実を図ります。

(4) 青少年健全育成の推進

①青少年活動の支援

青少年がふれあいながら育つことができるよう、子ども会やスポーツ少年団、ジュニアリーダーなどの青少年の健全育成に関わる活動を支援します。

②社会環境の浄化の促進

飲酒や喫煙の防止、薬物乱用の防止など、青少年の問題行動の早期発見や未然防止に努め、犯罪防止活動を促進します。

用語の解説

子ども・子育て関連3法：幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された次の3つの法律を「子ども・子育て関連3法」と呼ぶ。

①子ども・子育て支援法

②認定子ども園法の一部改正法

③子ども・子育て支援法及び認定子ども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

認定子ども園：幼稚園、保育園（所）等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備える施設で、都道府県知事が「認定子ども園」として認定した施設をいう。

○ 保育施設の設置状況

| 名称 | 区分 | 設置者 | 設置年月 | 入所定員 | 職員数 | |
|--------|----|---------------|-------|------|-----|-----|
| | | | | | 保育士 | その他 |
| 苫前保育園 | | 社会福祉法人 苫前福祉会 | S35・5 | 45 | 8 | 4 |
| 古丹別保育所 | | 社会福祉法人 古丹別福祉会 | S38・4 | 45 | 4 | 6 |
| 計 | | | | 90 | 12 | 10 |

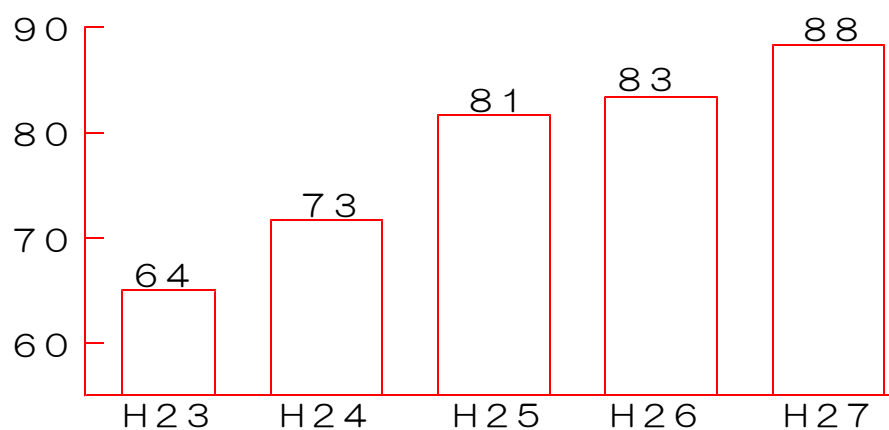
(平成27年4月1日現在)

○ 保育園（所）の概況

| | 園児数 | | | | | | |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 総数 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 |
| H23年 | 64 | 0 | 7 | 12 | 15 | 11 | 19 |
| H24年 | 73 | 2 | 7 | 13 | 18 | 18 | 15 |
| H25年 | 81 | 0 | 7 | 12 | 22 | 19 | 21 |
| H26年 | 83 | 1 | 6 | 11 | 20 | 26 | 19 |
| H27年 | 88 | 2 | 10 | 11 | 15 | 22 | 28 |

(各年4月1日現在)

○ 年齢別保育園（所）園児数の推移



第3節 学校教育の充実

町の現状と課題

時代の大きな転換期のなかで、学校教育の現場においては、児童生徒の学ぶ意欲や学力、体力の低下、規範意識の希薄化など多くの課題が指摘されているところでは。

本町では、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体を重視する「生きる力」をはぐくむ教育を推進し、創意工夫を図った特色ある教育活動を展開しています。今後も、学校・地域の実情に基づいて教育の質のさらなる向上を図るとともに、引き続き社会の変化に応じた情報教育、国際理解や環境・エネルギー教育などの新たな教育課題にも取り組んでいく必要があります。

また、学校施設では、古丹別小学校が平成27年、苫前小学校が平成28年に校舎の耐震化が完了し、快適な環境が整うこととなります。一方、中学校においてはこれまでと同様、状況に応じた修繕や改修を行いながら、良好な教育環境に努める必要があります。

近年は、地域社会全体で学校教育を支えることが求められており、本町においても地域と連携した取組みが行われています。地域・家庭・学校が連携し「開かれた学校」づくりをさらに推進していく必要があります。

全国的な少子化の傾向と同様に、本町においても児童生徒の減少は避けられず、ますます学校の小規模化が進むことが予想されることから、小規模校の維持に向けた適正規模を考えていくことが重要な課題となっています。

基本方針

確かな学力、豊かな人間性、健やかな体を重視した知・徳・体の調和の取れた「生きる力」をはぐくむ教育に加え、苫前商業高等学校の存続を視野に入れた地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。また、小規模校の維持を含めた学校の適正規模について、調査・研究します。

基本計画

(1) 「生きる力」をはぐくむ教育の推進

① 確かな学力の定着と向上

基礎・基本の学力の定着を図るとともに、思考力や判断力、表現力など確かな学力を備えた児童生徒を育成します。

② 豊かな人間性の育成

他人を思いやる心や美しいものに感動する心といった豊かな人間性をはぐくむため、道徳教育のさらなる充実を図るとともに、社会体験・自然体験など児童生徒の発達段階や特性を考慮した教育活動を推進します。

③健やかな体づくり

運動に親しむ環境や能力を育てるとともに、心身ともに健全な生活を実践することができるよう、学校保健の充実を図ります。

また、安全・安心な学校給食の提供に努めるとともに、食育の推進や栄養指導による望ましい食習慣の形成を図ります。

④グローバル化への対応

国際化、情報化など社会の変化に応じた、国際理解教育、情報教育の充実を図ります。

(2) 良好な教育環境の充実

①計画的な改修

安全・安心な学校づくりのため、耐震化に対応した小学校の建設を促進するとともに、老朽化に応じた中・長期的な改修事業計画を作成し、大規模改修事業などを計画的に実施し、教育環境の計画的な整備を図ります。

②教育相談体制の充実

いじめや不登校、進路指導、障がいのある児童生徒の就学など、児童生徒や保護者が抱える不安を解消するため、教育相談体制を充実します。

③教職員の資質能力の向上ときめ細やかな指導の充実

社会の変化に対応できる学習形態や指導体制の工夫・改善をめざして、教職員の研修を充実させ、その資質能力の向上に努めます。

教育支援員によるチームティーチングなどの充実を図り、児童生徒一人ひとりにあったきめ細やかな教育活動を展開します。

④特別支援教育の充実

障がいのあるすべての児童生徒の教育の一層の充実を図るために特別支援教育を推進し、子どもたちが、安心して学校生活を送れるよう教育環境を充実します。

(3) 地域・家庭・学校の連携

①連携体制の推進

「地域の子どもは地域で育てる」という意識の醸成やその体制づくりを図るため学校応援団の組織づくりなど、学校と家庭、地域によるさまざまな形での連携を推進します。

また、地域住民の意見を学校運営に反映させるため、学校評議委員制度を充実します。

②保育園（所）・小学校の連携

保育園（所）・小学校の連携を図り、就学前児童と小学校の教職員が関わりを持つことによって、小学校教育への円滑な接続を推進します。

③学校に関する情報提供の推進

「開かれた学校」をめざし、学校評価の結果や教育目標、教育課程、教育活動の状況などの情報を保護者や地域住民に対して積極的に提供するとともに、公開授業や学校行事への参加を呼びかけます。

④高等学校教育の充実

特色ある学校づくりなど、高校の維持充実を図るため関係機関に要望するとともに、地域に開かれた学校づくりを推進できるよう支援します。

(4) 学校の適正規模に向けた調査・研究

①小中学校の適正規模に向けた取組み

地域的な特性への配慮と子供たちにとって望ましい教育環境という観点から、児童・生徒数が減少しても小規模校の維持を含めた学校の適正規模について調査・研究します。

用語の解説

学校応援団：埼玉県教育委員会の施策で、学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織をいう。また、各市町村や地域での同様な取組みも含まれる。

学校評議員制度：各学校の校長によって学区内から推薦された住民を、教育委員会が「学校評議員」として委嘱する制度のこと。委嘱された委員は、学校運営に対する助言などを行う。本町の全小中学校に設置されている。

ティームティーチング：複数の教師が授業を進める形態。例えば、1つの学級に2人の教員を配置し、1人の教員が全体を指導している間に、もう1人の教員が机間授業を行うなどの方法がある。

○ 小学校の概況（学校数：2校）

（単位：人）

| | 学級数 | 児童数 | | | 教員数 | | | 教員1人あたりの児童数 |
|------|-----|-----|----|----|-----|----|----|-------------|
| | | 総数 | 男 | 女 | 総数 | 男 | 女 | |
| H23年 | 12 | 169 | 90 | 79 | 28 | 15 | 13 | 6.0 |
| H24年 | 12 | 154 | 85 | 69 | 29 | 15 | 14 | 5.3 |
| H25年 | 12 | 152 | 84 | 68 | 30 | 16 | 14 | 5.1 |
| H26年 | 12 | 145 | 79 | 66 | 27 | 15 | 12 | 5.4 |
| H27年 | 12 | 139 | 75 | 64 | 27 | 16 | 11 | 5.1 |

（学校基本調査：各年5月1日現在）

○ 中学校の概況（学校数：2校）

（単位：人）

| | 学級数 | 生徒数 | | | 教員数 | | | 教員1人あたりの生徒数 |
|------|-----|-----|----|----|-----|----|---|-------------|
| | | 総数 | 男 | 女 | 総数 | 男 | 女 | |
| H23年 | 6 | 90 | 51 | 39 | 24 | 15 | 9 | 3.8 |
| H24年 | 6 | 99 | 50 | 49 | 25 | 18 | 7 | 4.0 |
| H25年 | 6 | 84 | 45 | 39 | 25 | 19 | 6 | 3.4 |
| H26年 | 6 | 83 | 44 | 39 | 28 | 21 | 7 | 3.0 |
| H27年 | 6 | 75 | 44 | 31 | 27 | 21 | 6 | 2.8 |

（学校基本調査：各年5月1日現在）

○ 高等学校の概況（学校数：1校）

（単位：人）

| | 学級数 | 生徒数 | | | 教員数 | | | 教員1人あたりの生徒数 |
|------|-----|-----|----|----|-----|----|---|-------------|
| | | 総数 | 男 | 女 | 総数 | 男 | 女 | |
| H27年 | 3 | 81 | 45 | 36 | 16 | 13 | 3 | 5.1 |

（各年5月1日現在）

| | |
|------|--|
| 大綱 3 | 町民主体の地域コミュニティ豊かな まちづくり ～人権・男女共同・地域コミュニティ の施策～ |
|------|--|

第1節 人権の尊重

第2節 男女共同参画社会の推進

第3節 協働によるまちづくり

第4節 地域コミュニティ・地域間交流の推進

第5節 スポーツ・芸術・文化活動の推進

第2節 男女共同参画社会の推進

町の現状と課題

社会における活動や個人の生き方が多様化するなかで「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担を固定的に捉える考え方（固定的役割分担意識）は依然として残り、是正に向けた取り組みが必要となっています。

共働き世帯も増えていますが、働く女性の育児や介護などの負担感が大きく、長時間労働が当たり前となっている男性の働き方の見直しや育児や介護への参加など、男性も含めたそれぞれの生活の実情に合わせたワーク・ライフ・バランス（仕事生活の調和）の実現が求められています。

町は男女共同参画社会実現に向けた施策として、啓発活動や法制度の周知などを図る一方、配偶者・パートナーからの暴力（DV）をはじめ、女性の抱える悩みや問題に対する相談を受け付けるなど、相談・支援体制の強化に努めています。

基本方針

地域・家庭・学校・職場といった、社会のあらゆる分野において、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる、いきいきと活動できる社会の実現に努めます。

基本計画

（1）男女平等の意識づくりの推進

①固定的役割分担意識の是正

固定的な性別役割分担意識を是正するため、啓発活動や情報提供、学習機会の提供を図ります。

②男女平等教育の推進

幼児期から教育や学習を進めるため、保育士や教職員への研修を図ります。

（2）男女共同参画の推進

①男女共同参画の推進

男女共同参画に関するさまざまな問題を解決するために、啓発活動や環境整備、町政運営などの女性参画を推進します。

②あらゆる分野への男女共同参画

男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野に参画できるまちづくりを進めます。

③相談・支援体制の充実

女性の人権に関するさまざまな問題に應じるため、関係機関と連携を図り、相談・支援体制の充実に取り組みます。

(3) 男女平等な社会づくりの推進

①「ワーク・ライフ・バランス」の実現

仕事、家庭生活、地域生活それぞれに應じて多様な生き方や選択ができるよう「ワーク・ライフ・バランス」(仕事生活の調和)を推進します。

用語の解説

ワーク・ライフ・バランス：国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に應じて多様な生き方が選択・実現できること。

第4節 地域コミュニティ・地域間交流の推進

町の現状と課題

これまで、地域のコミュニティ機能を担ってきた町内会などの組織は、助け合いという慣習が希薄化し、コミュニティ活動の停滞、また、役員の高齢化による担い手不足などの問題が生じてきています。

一方、平成23年3月に発生した東日本大震災は、地域住民の共助の精神を根付かせた「地域社会の絆」の重要性を再認識させ、これまで以上に地域のつながりの必要性が求められています。

地域の活性化は、今後のまちづくりには必要不可欠であり、町内会活動を通じてコミュニティの促進に努めるとともに、地域間交流を積極的に推進する必要があります。

また、国際化に対する住民意識の高揚や人材の育成、交流の促進、支援を図るとともに、諸外国の人々を受け入れるための体制づくりが求められています。

基本方針

地域の活性化を図るため、町内活動の支援や活動環境の充実に努めるとともに、地域間交流はもとより、多文化の共生を目指した国際交流を推進します。

基本計画

(1) コミュニティ意識の啓発

① コミュニティ意識の啓発

コミュニティ活動への自主的な参加を促進するため、意識啓発のための情報提供に努めます。

また、活動拠点の整備・充実に努めるなど、住民同士がふれあえる機会の拡充に加え、コミュニティ活動への支援に努めます。

② ボランティア活動への支援

地域社会に問題意識を持ち、その解決に向け自主的に行動を起こすことができるよう、ボランティア活動の普及と啓発に努めます。

また、ボランティア活動に気軽に参加できるよう、情報収集などの支援に努めます。

(2) 町内会活動の活性化の促進

① 町内会活動への支援

町内会が主催するイベントを支援し、地域住民主体の地域づくりを促進し、地域の活性化を図ります。

(3) 広域交流の充実

①友好都市との交流促進

旧三重県長島町とは友好町提携を行ってきましたが、市町村合併により桑名市となりました。引き続き桑名市との物産展交流や人的・文化的交流を積極的に推進します。

②ふるさと会との交流促進

苫前町出身者で組織されている「ふるさと会」との情報交換を密にし、町の振興を図ります。

③国内交流の充実

地域資源を活用した他の自治体との交流を推進し、さまざまな分野ごとの交流機会の充実を図ります。

(4) 多文化共生の推進

①交流機会の推進

多文化共生をめざし、異なる文化や習慣への偏見をなくすため国籍を超えた交流を深める機会の創出に努めます。

②国際的な人材の育成

グローバル化に応じた国際的人材を育成するため地域、学校、多国籍住民などが協力して異文化を学ぶ場をつくります。

③国際交流団体との連携

民間交流団体と連携を図り国際交流活動の支援に取り組みます。

用語の解説

地域資源：特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称。

第5節 スポーツ・芸術・文化活動の推進

町の現状と課題

少子・高齢化やグローバル化など、社会・経済情勢の大きな転換期にあるなか、町民一人ひとりが生涯を通じて学習に取り組むことの重要性が高まっています。町民の学習に対するニーズは多様化・高度化しており、学習や活動の場の充実が求められています。

本町では、町民の健康志向の高まりからスポーツ活動に対するニーズが高まっており、子どもから高齢者まで、年齢や体力に応じたスポーツやレクリエーションを楽しむことのできる環境づくりが求められています。

芸術・文化活動の拠点となる公民館などでは、さまざまな学習講座を開設し、継続的な学習機会を提供しています。今後の町民ニーズに応じた学習メニューの整備とともに、学んだ成果が適切に評価され、実際にまちづくりや子どもの育成などに活用できる仕組みをつくることも必要です。

基本方針

町民一人ひとりが生涯にわたり学習できる環境を整えるとともに、学んだ成果をまちづくりに活かす仕組みづくりを進めます。また、芸術や文化に親しむ機会の提供や町民の自主的な活動を支援します。

基本計画

(1) スポーツ活動の充実

① スポーツ活動の推進

体育協会や地域スポーツクラブと協力して、町民のニーズに応じたスポーツ教室やイベントを開催し、スポーツを通じた町民の交流や健康増進の推進に努めます。

② 指導者・リーダーの発掘・育成

地域のスポーツクラブやスポーツ少年団の活動を活発にするため、指導者、リーダーの発掘・育成に努めます。

(2) 芸術・文化活動の充実

① 芸術・文化活動の支援

文化協会などの各種団体への活動支援により、町民誰もが気軽に芸術や文化に親しむ機会を充実します。

② 歴史・文化の保存と継承

町内に残る文化財の歴史的価値を見出し後世へ残すため、資料の調査・研究を進め、文化財の保護を進めます。

③ 苫前町の宝との連携

食や特産品に加え、景観・芸術・文化・歴史を含めた苫前町の宝の選定にあたり、本町の観光振興を含めた歴史・文化などの保存と継承に結びつける観光マスタープランづくりを進めます。

(3) 多様な学習機会の提供

① 学習内容の充実

学習機会の拡充とともに、町民の学習ニーズに応じた学習内容の充実を図ります。

② 学習効果の活用

生涯学習をまちづくりや子どもの育成などに活用できるよう、機会の提供に努めます。

③ 学習環境の整備

公民館やスポーツ施設の機能を適切に維持するとともに、より多くの町民が利用できるよう、図書活動を推進し各種施設の有効利用に努めます。

また、専門的な知識や技能を有する地域人材などを活用することにより、学習環境の支援体制の充実を図ります。

| | |
|-----|---------------------------------|
| 大綱5 | 利便性の高い快適空間のまちづくり ～生活基盤整備の施策～ |
|-----|---------------------------------|

第1節 地域の特性に即したまちづくりの推進

第2節 道路網の整備

第3節 河川の整備

第4節 公共交通の充実

第5節 快適な生活環境

第6節 水と緑のネットワークの形成

第6節 水と緑のネットワークの形成

町の現状と課題

本町は町の中心部を包み込むように二級河川古丹別川が流れ、水田地帯には管理された用排水路があります。緑ヶ丘公園や河川敷とあわせて水と緑のネットワークが形成されています。

既存の公園については適正な維持管理に努めるとともに、一部河川敷では町民による自主事業が展開され、町民の交流の場となっています。

河川は多様な生物の生息・育成の場であるとともに町民にとっても憩いや安らぎの場でもあります。古丹別川流域では水辺の楽校として環境教育に配慮した体験活動を実践しています。

こうした水と緑の豊かな環境は、ますます貴重なものとなっており、かけがえのない地域環境として次世代に引き継いでいく必要があります。

基本方針

水と緑の豊かな環境は本町が誇れる特徴の一つであり、こうした環境を町民が身近に感じる暮らしが送れるよう、公園・緑地の整備充実とともに町民や地域と協働した管理体制を充実します。

基本計画

(1) 公園・緑地の管理充実

①公園・緑地の管理充実

町民や地域が中心となった花植えや環境美化の取組みを促進するなど地域と協働し、公園・緑地の管理充実を図ります。既存公園については適正な維持管理に努め、利便性の向上に努めます。

②子どもの遊び場の提供

子どもたちが身近で安全に遊ぶことができるよう、遊び場の提供に努めます。

(2) 緑化の推進

①公共施設の緑化推進

多くの人が集まる公共施設については、緑化と適正な維持管理を推進します。また、道路の緑化を推進し快適な道路環境を提供します。

②緑化活動の推進

町民や地域による花いっぱい運動などの支援に加え、住宅敷地の緑化や生け垣の整備など地域緑化を推進し、生活に彩りを創造するまちづくりを推進します。

(3) 水辺空間の利用促進

①河川空間の活用

さまざまな体験活動や環境教育、さらには自然教育の場として古丹別水辺の楽校を活用していただくよう取り組みます。また、河川敷を利用してパークゴルフを楽しむことができるよう、憩いの場に努めます。

用語の解説

花いっぱい運動：花の普及と環境美化のための運動。道路の路肩を利用した花の植栽や、ガーデニングに地域全体で取り組むなど、花にまつわるさまざまな活動を行う。

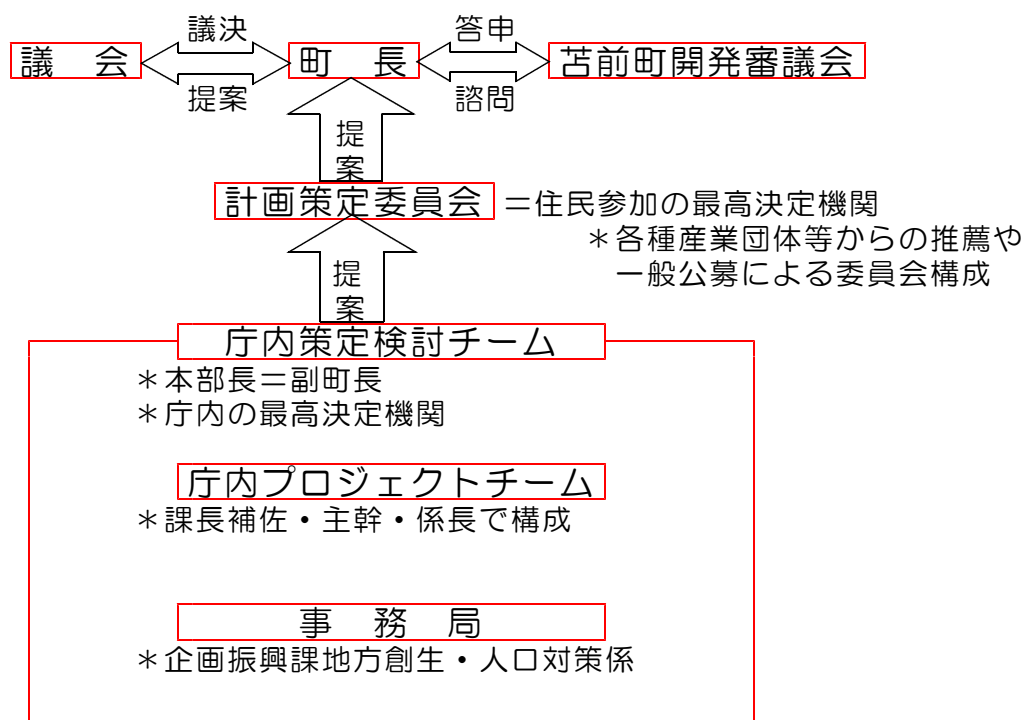
資 料

苫前町民憲章

1. 心と体をきたえ、元気ではたらき、活気あふれる豊かなまちをつくりま
す。
1. 教養をたかめ、視野を広げて、北方の風土に根ざした、心豊かなうるお
いのあるまちをつくりま
1. きまりを守り、たがいに助け合って、明るく住みよいまちをつくりま
1. 未来をつくる若い芽を育て、希望にみちた力みなぎるまちをつくりま
1. 自然を愛し、環境をととのえ、きれいなまちをつくりま

第5次苫前町総合振興計画・前期基本計画 策定の体制

第5次苫前町総合振興計画・前期基本計画の策定は、以下のような体制で進
められました。



苫前町総合振興計画策定委員会設置要綱

苫前町総合振興計画策定委員会設置要綱（平成27年苫前町訓令第13号）

（設置目的）

第1条 持続的発展可能な自主自立のまちづくりの推進を図るため、「第5次苫前町総合振興計画・前期基本計画」（以下「振興計画」という。）の策定にあたり、苫前町総合振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 委員会は、第4次苫前町総合振興計画・後期基本計画の課題等の分析により、5年度に向けてあるべき苫前町の将来像の展望について必要な事項を検討し、効果的かつ現実的な町政の課題解決のための政策展開とする振興計画を町長に提言する。

（組織）

第3条 委員会は、委員25名以内で組織し、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1） 公募による町民
- （2） 各産業団体から選出された者
- （3） その他、町長が指名する者

2 委員の任期は、前条の規定による最終の提言がなされた日までとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、企画振興課地方創生・人口対策係において行う。

（その他の事項）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年7月3日から施行する。

（この要綱の失効）

1 この要綱は、第2条の規定による最終の提言がなされた日に、その効力を

失う。

苫前町総合振興計画策定委員会 委員名簿

(敬称略、順不同)

| 団体名 | 職名 | 氏名 |
|--------------------|-------|---------|
| 苫前町農業協同組合 | 参事 | 酒井 丈幸 |
| 苫前町農業協同組合青年部 | 部長 | 村上 和也 |
| 苫前町農業協同組合女性部 | 副部長 | 田井 陽子 |
| 北るもい漁業協同組合苫前支所 | 支所長 | 坂下 秀幸 |
| 北るもい漁業協同組合苫前青年部 | 部長 | 小笠原 宏一 |
| 北るもい漁業協同組合苫前女性部 | 部長 | 久野 絹枝 |
| 苫前町商工会 | 会長 | 渡部 和人 |
| 苫前町商工会青年部 | 部長 | 原野 友助 |
| 苫前町商工会女性部 | 副部長 | 橋場 礼子 |
| 苫前建設協会 | 副会長 | 山本 啓一 |
| 苫前町町内会連合会苫前町内会 | 会長 | ◎齋 数範 章 |
| 苫前町町内会連合会古丹別町内会連合会 | 事務局長 | ○加藤 隆雄 |
| 苫前町老人クラブ連合会 | 会員 | 秋山 享 |
| 苫前町教育委員会 | 教育委員長 | 花井 秀昭 |
| 苫前町体育協会 | 副会長 | 古村 育夫 |
| 苫前町文化協会 | 会長 | 松岡 満雄 |
| 苫前町子ども会育成連絡協議会 | 会長 | 早川 日出利 |
| 留萌信用金庫苫前支店 | 支店長 | 大川 靖徳 |
| 一般公募委員 | | 青木 和雄 |
| 苫前町議会 | 副議長 | 福士 敦朗 |
| 苫前町議会総務産業常任委員会 | 委員長 | 田沢 收 |
| 苫前町 | 副町長 | 山田 裕一 |
| 合計 | | 22名 |

◎：委員長 ○：副委員長

苫前町総合振興計画策定委員会 事務局名簿

| 所 属 | 氏 名 |
|---------------------|-------|
| 企画振興課長 | 平井 幸喜 |
| 企画振興課主幹兼地方創生・人口対策係長 | 森 哲也 |
| 企画振興課 地方創生・人口対策係 | 岩崎 夕子 |
| 合計 | 3名 |

〒078-3792
北海道苫前郡苫前町字旭37番地の1
苫前町役場 企画振興課地方創生・人口対策係
電話：0164-64-2212
FAX：0164-64-2142
Eメール：kikakushinko@town.tomamae.lg.jp
苫前町ホームページ
：http://www.town.tomamae.lg.jp/